#### 適格消費者団体 特定非営利活動法人

## 消費者市民サポートちば

中心口	— 中 月	П	記入名			
	該当する会員	種別の□に	チェック	を入:	れてくださ	い。
	正会員					
	サポ・ちばの目的に賛同して入会する個人および団体					
	□個人正会員		53		団体正会員	1
	サポ・ちばの募集を賛助するため入会する個人および団体					
	□個人賛助	□団体賛助会員				
申込者名						
住所						
連絡先	電話番号					
	メールアドレス					
	ご担当者名(団体の方)					
	所属部署名(団体の方)					
加入 口数 (年会費)						円
	正会員	個人(1口)	<b>以上)</b>	1 🗆 5	5,000円	
		団体(1口以上) 1口10,000円				
	賛助会員	個人(1口	以上)	1口	2,000円	
		団体(1口	以上)	1□	5,000円	
備考	申込書をFAX(043 - 239 - 6038)等でお送りください。					
	会費納入手続き等について事務局よりご連絡します。					

### 情報をお寄せください!

消費者市民サポートちばでは、 「誤解を招く広告やホームページ」 「消費者に不利な契約」等の情報を 受け付けています。

お寄せいただいた情報は、法律に基づいて 検討します。誤解をまねく広告や勧誘行為、 不当な契約条項等が判明した場合には、 それらを中止・是正するよう、事業者に 対して申入れなどを行います。

連絡先

内閣総理大臣認定 適格消費者団体 特定非営利活動法人

#### 消費者市民サポートちば

**&** 043-239-6037

**1** 043-239-6038

info@sapochiba.com

http://sapochiba.com/

**T260-0013** 

千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館5F





活動を支えてくださる 会員を募集中です!

内閣総理大臣認定適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者市民サポートちば (愛称サポ・ちば)

あなたの情報提供が

# 消費者被害

を防ぎます!



サボっち & ちぼっち



「消費者市民サポートちば(愛称「サポ・ちば」)」は 2016年に設立し、2019年6月に国の認定を受けた 千葉県初の

# 適格消費者団体です。

#### 適格消費者団体とは

消費者の利益を守るための活動を目的とした、消費者団体です。 弁護士、司法書士、消費生活相談員、学者、消費者等が参加しています。 消費者のために「消費者団体訴訟」を行う団体として、内閣総理大臣の 認定を受けています。

#### 消費者団体訴訟制度とは

消費者のために、適格消費者団体が消費者契約法等に違反する事業者の 不当な広告、契約条項等に対して差止請求ができる制度です。

#### こんなこと、ありませんか? おかしい??と思ったら、ご連絡ください!

なんだかに

### 事例

アパートを引っ越し後、大家 から、冷蔵庫の後ろの壁の電 気焼けや、家具による床のへ こみの修理代を請求された。



警講に 使っているのに 払うの?

事例 2

インターネットで注文したお試 し特別価格の健康食品。 試すだけだったのに、何回も



分かりやすく 広告してほしい!

1年以上先の成人式の晴れ着レンタ ル。契約2日後に解約したら、総額の 2割のキャンセル料を求められた。

事例 3

# 高すぎない!?

#### こんな活動をしています!

- ★消費者教育推進や啓発活動 消費者市民社会をめざし、消費者 事業者に向けた学習会やセミナー を開催しています。
- ★悪質な事業者への申し入れ活動 専門家による検討を行い、悪質 事業者に対して業務改善の申し入 れをおこなっています。
- ★消費者政策に関する提言活動 国や地方自治体の政策に対し、 意見を提出しています。
- ★消費者団体、事業者団体、 行政とのネットワークづくり 安全安心なくらし、健全な市場の 育成等のために、様々な団体や 行政と連携した取り組みを行って います。





こんなことって、